PEFC 認証

PEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification)は 1999 年に欧州 11 ヵ国により発足されました。当初は汎欧州森林認証制度(Pan European Forest Certification)と呼ばれておりましたが、ヨーロッパ以外の国からも参加が認められ、2003 年に名称を現在の Programme for the Endorsement of Forest Certification に変更いたしました。PEFC 認証制度には森林管理の認証である FM(Forest Management)認証、供給連鎖段階での認証である CoC(Chain of Custody)認証があります。認証された製品であるかどうかの情報は、販売先への伝票等に認証主張(認証パーセンテージ情報等)や認証番号等を記載することにより伝達します。この情報をつなげることにより、製品が森林認証製品かどうかを判別できる仕組みになっています。 PEFC の特徴の一つに各国の森林認証制度との相互承認が挙げられます。相互承認とは PEFC が定める国際規格を満たす各国の森林認証制度を PEFC が承認することにより、それぞれの認証制度との間で互換性が認められます。日本の SGEC 認証制度とも相互承認しています。ただし、日本国内の森林を PEFC 認証森林としては認証できません。SGEC 認証林としての認証となります。PEFC 認証取得者は下記のルールに則り、PEFC/SGEC 認証製品の取り扱いが出来ます。



JIA では PEFC CoC の審査・認証業務を行っております。 (PEFC/01-44-01 SGEC/31-44-01)

<お問い合わせ先>

一般財団法人日本ガス機器検査協会 検査認証事業部 認証技術部 認証グループ 森林 EPA チーム

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10

TEL: 03-3586-1686 / FAX: 03-5570-5992

Email: epa01@jia-page.or.jp